

熊本県やさしいまちづくり推進指針（素案）に関する  
意見募集の結果及び県の考え方について

「熊本県やさしいまちづくり推進指針（素案）」について、県民の皆様からご意見を募集しましたが、寄せられたご意見の概要とこれらに対する県の考え方を下記のとおりお示しします。

多数のご意見をお寄せいただきありがとうございました。

記

1 募集期間

令和4年（2022年）12月26日（月）～令和5年（2023年）1月24日（火）

2 ご意見の件数（提出者数）

25件（2人）

3 ご意見の取扱い

- |     |                                    |     |
|-----|------------------------------------|-----|
| (1) | 反 映（一部反映）：ご意見の趣旨を踏まえ、内容に（一部）反映するもの | 13件 |
| (2) | 参 考：今後の取組の参考とさせていただくもの             | 2件  |
| (3) | 補 足：寄せられたご意見について案の補足説明を行ったもの       | 9件  |
| (4) | その他：質問や感想、素案以外への意見                 | 1件  |

4 ご意見の概要と県の考え方

NO	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
1	P.8心のバリアフリー 「(4) 障がい者等に対する差別の解消」 →「及び合理的配慮の推進」を追記すべき と思います。 (説明文には記載がありますが推進方針にも記載すべき)	ご意見を踏まえ、「(4)障がい者等に対する差別の解消や合理的配慮の提供」に修正します。	反 映 (一部 反映)
2	P.8心のバリアフリー 【事業者に期待される役割】 「従業員が心のバリアフリーについて学ぶ機会が得られるよう支援します」 →従業員が「障がい等の特性や合理的配慮等」心のバリアフリーについて学ぶ機会 … (少し具体的に記載すべきと思います)	ご意見を踏まえ、「従業員が障がい等の特性や合理的配慮の提供等について学ぶ機会が得られるよう支援します。」に修正します。	反 映 (一部 反映)

3	<p>P.9 移動・施設利用上のバリアフリー  「高齢者や障がい者等が自立し、安心して社会的活動へ参加するためには」  →「自らの意思で」を追記し「高齢者や障がい者等が自立し、<u>自らの意思で</u>安心して」</p>	<p>「自立」に含まれるものと考えておりますが、ご意見を踏まえ、「高齢者や障がい者等が自立し、安心して社会的活動に参加できるようにするためには」に修正します。</p>	<p>反 映  （一部反映）</p>
4	<p>P.9 移動・施設利用上のバリアフリー  「物理的なバリア」  →「<u>・社会的</u>」を追記し「<u>物理的・社会的なバリア</u>」  （物理的なバリア以外に交通事業者や施設運営者の考え方や対応上のバリアを取り除くことが必要。更に県民の理解が必要）</p>	<p>やさしいまちづくり条例の表現に合わせ、「移動手段や施設を利用する上での意識上のあるいは物理上のバリアなどが<u>ない環境を整備する必要があります。</u>」に修正します。</p>	<p>反 映  （一部反映）</p>
5	<p>P.9 移動・施設利用上のバリアフリー  （1）移動手段や制度の整備・活用  「旅客施設や公共車両等の整備促進」  →旅客施設や公共「<u>交通機関</u>」車両等の整備促進</p>	<p>公共交通機関の具体の例示として「旅客施設や公共車両等」と記載しています。</p>	<p>補 足</p>
6	<p>P.9 移動・施設利用上のバリアフリー  （1）移動手段や制度の整備・活用  「障がい者の移動を支援する施策」  →障がい者「<u>が自らの意思で</u>」の移動を支援する施策</p>	<p>高齢者、障がい者等の自立は、やさしいまちづくり条例の目的であり、すべての施策に含まれているため、個別には記載していません。</p>	<p>補 足</p>
7	<p>P.9 移動・施設利用上のバリアフリー  （2）歩行空間・道路交通環境の整備  「歩道の幅員確保や段差解消等の整備、高齢者や障がい者等に配慮した交通安全施設の整備等の施策を実施します」  →「<u>高齢者や障がい者等が移動しやすい</u>」歩道の幅員確保や段差解消等「<u>移動環境</u>」の整備、高齢者や障がい者に配慮した交通安全施設の整備等の施策を実施します</p>	<p>ご意見を踏まえ、「歩道の幅員確保や段差解消等移動環境の整備、<u>交通安全施設の整備等、高齢者や障がい者等に配慮した施策を実施します。</u>」に修正します。</p>	<p>反 映  （一部反映）</p>
8	<p>P.9 移動・施設利用上のバリアフリー  （3）トイレ・駐車場の利便性の確保  → 利便性の確保「<u>、向上</u>」  （特にトイレについては利便性向上が必要と思います）</p>	<p>ご意見を踏まえ、「<u>トイレや駐車場の利便性の確保・向上</u>」に修正します。</p>	<p>反 映  （一部反映）</p>

9	<p>P.9 移動・施設利用上のバリアフリー  (3) トイレ・駐車場の利便性の確保  ハートフルパス制度の推進やおでかけ安心  トイレの普及等の施策を実施します。  → 推進や「<u>安心して利用できる多目的ト  イレの整備、</u>」おでかけ安心トイレの普及  等  (障がい者が使いやすさや緊急時の通報シ  ステムの整備等が必要と思います)  ※ 駅トイレでの死亡事故も発生しています</p>	<p>本県では、高齢者、障がい者、乳幼児  連れの方など誰もが、トイレの心配を  することなく外出できるよう、一定基  準を満たす「おでかけ安心トイレ」の  設備情報を公開しています。用語の説  明が不足していたため、「おでかけ安  心トイレの普及 (<u>高齢者や障がい者等  が安心して利用できるトイレの情報収  集と発信</u>) 等の施策を実施します。」  に修正します。</p>	<p>反 映  (一部  反映)</p>
10	<p>P.9 移動・施設利用上のバリアフリー  「(4) 多くの人利用する建築物の整備」  →多くの人利用する建築物の「<u>バリアフ  リー整備促進</u>」  (既存も含むことを明確に表現した方が良  いと思います)</p>	<p>本文の内容から既存建築物を含むこと  が分かると考えており、また、他の表  現との整合性を図るため、記載はその  ままとします。</p>	<p>補 足</p>
11	<p>P.9 移動・施設利用上のバリアフリー  (4) 多くの人利用する建築物の整備  「県有施設のバリアフリー化の推進、既存  民間建築物の整備支援」  →「<u>建築物は様々な心身の特性の方が利用  者することを理解し</u>」県有施設のバリアフ  リー化の推進「<u>・県下自治体施設のバリア  フリー化推進の指導助言</u>」、民間建築物の  整備支援</p>	<p>ご意見を踏まえ、「<u>建築物は様々な心  身の特性のある方が利用することを理  解し、県有施設のバリアフリー化の推  進、市町村有施設のバリアフリー化の  促進、既存民間建築物の整備支援、や  さしいまちづくり条例に基づく事前協  議制度等による建築物のバリアフリー  化施策を実施します。</u>」に修正しま  す。</p>	<p>反 映  (一部  反映)</p>
12	<p>P.9 移動・施設利用上のバリアフリー  「(5) 住宅の整備」  →「<u>暮らし続けられる</u>」住宅の整備  (高齢になっても、障害をおっても暮らし  続けられる)</p>	<p>他の表現との整合性を図るため、記載  はそのままとします。</p>	<p>補 足</p>
13	<p>P.9 移動・施設利用上のバリアフリー  (5) 住宅の整備  「<u>県営住宅のバリアフリー化や民間住宅の  バリアフリー化促進、住宅改修への支援  等</u>」  →「<u>公</u>」県営住宅の・・・民間住宅のバ  リアフリー化促進、住宅改修への支援「<u>やア</u></p>	<p>ご意見を踏まえ、「<u>公営住宅のバリア  フリー化や民間住宅のバリアフリー化  促進、住宅改修への支援、相談窓口で  の支援等により、高齢者や障がい者等  が安心して暮らし続けるための施策を  実施します。</u>」に修正します。</p>	<p>反 映  (一部  反映)</p>

	<p>ドバイス・相談体制整備」等  (使いやすい住宅を整備するための相談体制が必要と思います)</p>		
14	<p>P.9 移動・施設利用上のバリアフリー  【事業者に期待される役割】  「・所有する施設について、高齢者や障がい者等が円滑に利用できるように」  →所有「及び整備」する施設について、  (既存施設に加え今後整備する施設を含むことを表現)</p>	<p>ご意見を踏まえ、「所有及び整備する施設について、高齢者や障がい者等が円滑に利用できるように」に修正します。</p>	<p>反 映  (一部反映)</p>
15	<p>P.9 移動・施設利用上のバリアフリー  →「(6)イベント開催等に於ける配慮」を追加  「<u>設整備に加え、運営上障がい者等が各種イベント等へ参加を阻害しないよう配慮すること。</u>」  (ハード整備に加えイベント開催等に於ける障がい者や外国人等すべての人に対する配慮が必要と思います。)</p>	<p>ご意見を踏まえ、【事業者に期待される役割】に「・高齢者や障がい者等のイベント等への参加を阻害しないよう運営上の配慮をします。」を追加します。</p>	<p>反 映  (一部反映)</p>
16	<p>P.11 暮らしの安全安心を確保するためのバリアフリー  →「(3) <u>地域、関係団体等と連携した見守りの推進</u>」  「<u>高齢者特に単身高齢者の増加が想定されるため、地域住民、事業者、関係団体等が連携し平時からの見守り支援を行います。</u>」  ( (1) (2) に見守り活動に関する施策を記載すべきと思います)</p>	<p>施策の方向(1)(2)の各本文中に、見守りについて記載しています。</p>	<p>補 足</p>
17	<p>P.12 災害時の安全安心を確保するためのバリアフリー  →「(3) <u>仮の住まいから恒久的な住まいの確保への支援</u>」  「<u>障がい者や高齢者等が入居可能な賃貸住宅が少なく、また契約行為についても支援が必要な場合も多いことから、市町村、関係団体、支援団体等が連携した取組を推進します。</u>」</p>	<p>ご意見を踏まえ、(2)に「<u>住まいの再建にあたっては、高齢者や障がい者等がより円滑に恒久的な住まいを確保できるよう、市町村、関係団体、支援団体等が連携した取組を推進します。</u>」を追加します。</p>	<p>反 映  (一部反映)</p>

	<p>( (1) (2) に仮の住まいから恒久的な住まいの確保の支援を追記すべきと思います)</p>		
18	<p>P. 12 災害時の安全安心を確保するためのバリアフリー</p> <p>(1) 災害時における避難支援体制等の整備 →「応急仮設住宅」は「<u>応急住宅等</u>」と表現すべき</p> <p>(災害救助法では応急仮設住宅ではなく「建設型応急住宅」「賃貸型応急住宅」と規定されている。また高齢者や障がい者は公営住宅や施設等で生活する可能性も高い。)</p>	<p>災害救助法上の表記である「応急仮設住宅」を使用します。また、ご意見を踏まえ、「<u>応急仮設住宅等</u>」に修正します。</p>	<p>反映 (一部反映)</p>
19	<p>P. 12 災害時の安全安心を確保するためのバリアフリー</p> <p>(1) 災害時における避難支援体制の整備 →「<u>避難所の整備と</u>」を追記し</p> <p>災害時に自ら避難することが困難な方が円滑かつ迅速に避難できるよう、地域の実情等を踏まえた市町村における「<u>避難所の整備と</u>」避難支援体制</p>	<p>避難支援体制等の整備には、避難施設のバリアフリー化等の避難所の整備も含まれます。</p>	<p>補 足</p>
20	<p>P. 12 災害時の安全安心を確保するためのバリアフリー</p> <p>(障がい者等が入居可能な賃貸住宅が少なく、また契約行為についても支援が必要な場合も多いことから、先ずは「障がい者等が入居可能な応急住宅等の確保について市町村、関係団体、支援団体等が連携して取り組む」ことが必要</p> <p>併せて「高齢者や障がい者は応急住宅等から民間賃貸住宅等へ転居する場合物件の確保が困難な場合が多いことから、市町村、関係団体、支援団体等が連携して取り組む」ことが必要</p>	<p>No. 17 に回答を記載。</p>	<p>その他</p>
21	<p>P. 13 誰もが活躍できる社会実現のためのバリアフリー</p> <p>施策の方向 (1) (2) (3) に住宅確保支援を記載すべきと思います</p>	<p>住宅は生活の基盤であり、その確保は就労のためだけに限らないため、個別には記載しませんが、引き続き住宅確保要配慮者の支援に取り組んでいく必</p>	<p>参 考</p>

	→「(4) 住宅の確保の支援」を追加 「就労のためには居所が必要であるため、住宅確保要配慮者である障がい者、高齢者への住まいの確保の支援を行います。」	要があると考えています。	
22	P.1 第1章 震災直後に前回、最初の振興指針を立てられたが、それを立てたことにより振興計画の推進に効果があったのかどうかを含め、今回も同様に振興指針を必要があるのかを明確にしてほしい。	熊本地震からの復旧・復興期において、できるだけ早い段階からやさしいまちづくりの視点を導入するため平成29年度に指針を策定し、その視点によるバリアフリー化は各分野の計画等の中で進捗管理されながら着実に進んでいると考えています。一方、第1章に記載のとおり新型コロナや新たな災害等を経験したこと、また、現行指針が概ね3年程度の方向性を示したものであったことから、新たな指針の策定を進めています。	補 足
23	P.3~P.6 第2章及び第3章 取り巻く状況は記載されているが、課題が殆ど記載されていない。課題を明らかにしてほしい。県民や関係者へのアンケートや施策の目標の達成率などから、課題が見えてくるのではないだろうか。また、前回の推進指針を立てた際の課題は、どのように変わったのか。 それに基づき、基本方針及び目標もたててほしい。	本指針（素案）は、県全体のやさしいまちづくり施策のガイドラインとして、頻発化・激甚化する災害や新型コロナウイルス感染症の拡大等を、現行指針の策定以降に生じた大きな課題と捉えて目標を定めています。また、各分野では、それぞれの計画等の中で目標を定め、分野ごとの課題の把握や進捗管理を行っています。なお、基本方針はやさしいまちづくり条例第7条に規定しているものです。	補 足
24	P.7、P.11 第4章 ①「くらし安全安心を確保するためのバリアフリー」が、推進の方向性の骨格になることに違和感を感じる。もともと、振興計画及び振興指針は、高齢者や障がい者等の社会活動の参加の促進のための施策を束ねたものではなかったのか。「くらしが・・・」が前面に来ると、そうした狙いが薄まる気がする。	この推進方向は、施策の方向に記載のとおり交通安全や防犯、消費者被害の防止等に取り組むものであり、日常生活での安全安心を確保することから「くらしの安全安心を確保するためのバリアフリー」としています。	補 足

25	<p>② また、前回の指針の際に、課題とされた建築物のバリアフリー化に関しては、現在の事前審査制度が形骸化しているように思う。</p> <p>このままでは、いつまでもより望ましい整備ができないのではと考えている。設計を行う建築士や、審査をする窓口の建築技術者のスキルアップも必要だが、当面は、専門家や当事者の意見を聞く制度に変える必要があると考える。</p>	<p>やさしいまちづくり条例では、「特定建築物又は公共的施設の設計及び施工に当たっては、高齢者、障害者等の意見を聴くよう努めなければならない。」としており、実際に県が整備する施設でも当事者や専門家の意見を聴く取組みをしているところですが、引き続き、より望ましい整備に向けて取り組んでいきます。</p>	参 考
----	---	--	-----